

令和6年度

第10回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年3月25日

東松島市農業委員会

令和6年度第10回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年3月25日（火） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 報告事項3 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第9 議案第4号 東松島市地域計画の作成に係る意見について

日程第10 議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	門 馬 宏 之	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
5 番	三 浦 牧 恵				

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第10回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中15名であります。定足数に達しておりますので、これより第10回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、2番門馬宏之委員、4番秋本まゆみ委員のお二人を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、小松字上浮足128 外 計2筆で2,196㎡、解約届出日は令和7年2月18日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、赤井字上三番133 外 計4筆で4,064㎡、解約届出日は令和7年2月28日、利用権設定のため賃貸借契約の解約でございます。

その3、矢本字南浦164—1、810のうち149.21㎡、解約届出日は令和7年3月3日、公共事業に伴う用地買収のため賃貸借の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、その1を事務局から説明願います。

○局長補佐：その1、新東名二丁目11-9、537㎡。転用目的は、駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転であります。令和7年3月4日届出受理しております。位置図については、3ページとなります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、日程第5、報告事項3 農地転用制限の例外規定による届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐：その1、赤井字寺16-1、4、131のうち144㎡。事由は、農機具置場敷地。現在の利用状況は、休耕中。自らが耕作する農地のための200㎡未満の転用であります。令和7年2月28日届出受理しております。位置図については、5ページとなります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長：その1、小松字上浮足128 外 計2筆で2,196㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 12番佐藤祥委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○佐藤祥委員：報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月24日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約10km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、西福田字大高森4、599㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月20日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が離農。受け手が相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約0.3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3とその4は関連がありますので一括して事務局より説明願います。
また、15番 安部俊郎委員に係る案件ですので、規定により退席願います。

（15番 安部俊郎委員 退場）

○事務局長： その3、野蒜字山崎103 外 計6筆で11,266㎡。10年間の賃貸借権設定となります。

その4、野蒜字待井田55—1 外 計6筆で1,836㎡。10年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月19日。権利の種類は、その3が賃貸借権設定、その4が使用貸借権設定。理由は、出し手が離農。受け手が相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻や大豆の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3及びその4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3及びその4を許可することに決定します。

15番 安部俊郎委員は入場願います。

（15番 安部俊郎委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 15番 安部俊郎委員に申し上げます。

その3及びその4は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、その5を事務局より説明願います。

○事務局長： その5、新田字山田9―1、1、184㎡。10年間の賃貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月19日。権利の種類は賃貸借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と畜産の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その5を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その5を許可することに決定します。
次に、その6を事務局より説明願います。

○事務局長： その6、赤井字下新丁94 外 計2筆で1,379㎡。贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月20日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その6を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その6を許可することに決定します。
次に、その7を事務局より説明願います。

○事務局長： その7、赤井字寺75—4、339㎡。贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月18日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、自宅敷地となり。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その7を許可することに決定します。

次に、その8を事務局より説明願います。

○事務局長： その8、新田字山田5 外 計3筆8, 294㎡。10年間の賃貸借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月19日。権利の種類は賃貸借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と畜産の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その8を許可することに決定します。

次に、その9を事務局より説明願います。

○事務局長： その9、新田字寒水12—3 外 計2筆2,929㎡。10年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月22日。権利の種類は使用貸借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その9を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その9を許可することに決定します。

次に、その10を事務局より説明願います。

○事務局長： その10、牛網字新中村松152—1 外 計3筆5,061㎡。10年間の貸貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月18日。権利の種類は貸貸借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その10を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その10を許可することに決定します。
次に、その11を事務局より説明願います。

○事務局長： その11、小野字新茨島176、996㎡。10年間の賃貸借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月18日。権利の種類は賃貸借権設定。理由は、出し手が相手方要望。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約2km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その11を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その11を許可することに決定します。
次に、その12からその20は関連がありますので一括で事務局より説明願います。

○事務局長： その12からその20は全て10年間の期間設定です。その17とその20は使用貸借権設定で、その他は賃貸借権設定となります。

その12、上下堤字南10 外 計14筆で12,011㎡。

その13、上下堤字南12 外 計6筆で8,394㎡。

その14、上下堤字櫻坪2—6 外 計8筆で2,921㎡。

その15、川下字山田69 外 計9筆で7,571㎡。

その16、上下堤字北157—1、2、824㎡。

その17、上下堤字萩窪102—4、480㎡。

その18、上下堤字長沢40 外 計15筆で14,804㎡。

その19、上下堤字仮又沢1―4 外 計8筆で4,905㎡。

その20、上下堤字萩窪16 外 計2筆で1,010㎡。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月23日。権利の種類は賃貸借権設定。理由は、出し手が離農。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その12からその20を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その11からその20を許可することに決定します。

次に、日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 所有者別に分けております。その1の1、大塩字清水沢127―2、2,619㎡。

その1の2、大塩字清水沢127―15 外 計7筆で8,533㎡。

合計8筆で11,152㎡。

転用の目的は、太陽光発電敷地。現在の利用状況は、休耕中。権利の種類は、売買による所有権移転となります。位置図は、13ページとなります。農地区分としては、第2種農地となります。申請地は北側に宅地とため池、東、西、南側が山林、生産性の低い農地であり、許可対象であると宮城県と調整を諮っております。敷地が1haを超えるため、雨水の処理が心配されますが、自然浸透で開発区域内において解消しますが、吸収しきれない雨水については、開発区域内にある法定外公共物、こちら一部U字側溝が入っておりますので、造成でそちらに誘導するという形で対処したいとの説明を受けております。パネルの枚数は1,254枚でパワーコンディショナー容量が300kWとなり、宮城県太陽光条例の適用がございます。そちらの方の手続きを進めているということで、住民説明会の開催する案件となります。工事施工に伴い周辺に影響がある場合は、事業所の責任において対応するという確約を得ております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番大崎康委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月24日。転用目的は、太陽光発電敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議
ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定しま
す。

次に、日程第8、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、
上程いたします。

初めに、利用権の賃借権設定を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

また、9番 川村勝雄委員に係る案件ですので、規定により退席願います。

（9番 川村勝雄委員 退場）

○事務局長： 公告日は全て令和7年3月28日となります。

その1、矢本字蜂谷前14 外 計14筆で12,029㎡。借賃は金納で、120,290円。期
間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日の10年間となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員、1番 熊谷奨委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、今までも作業を頼ん
でいたが正式に利用権設定をしたいため。受け手の理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意
欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約5.7km。
農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、転作作物の複合経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。
9番 川村勝雄委員は入場願います。

（9番 川村勝雄委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 9番 川村勝雄委員に申し上げます。
本計画その1は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。
次に、その2を事務局から説明願います
また、7番 菅井賢治委員に係る案件ですので、規定により退席願います。

（7番 菅井賢治委員 退場）

○事務局長： その2、小松字向田22-1 外 計3筆で2,971㎡。借賃は、金納で33,000円。期間は、令和7年4月1日から令和17年2月28日までの10年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番 佐藤洋委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○佐藤洋委員： 報告いたします。

いずれも調査年月日は、令和7年3月24日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、相手方要望。
受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1km。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
7番 菅井賢治委員は入場願います。

（7番 菅井賢治委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 7番 菅井賢治委員に申し上げます。

本計画その2は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、その3からその9は再設定となりますので事務局から説明願います。

○事務局長： その3、大曲字新田162 外 計5筆で32,208㎡。借賃は、金納で354,288円。期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

その4、赤井字上三番133 外 計4筆で4,064㎡。借賃は、金納で44,000円。期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

その5、赤井字南三52-1 外 計6筆で3,722㎡。借賃は、金納で37,000円。期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

その6、赤井字臂曲72-1 外 計8筆で21,505㎡。借賃は、金納で258,060円。期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

その7、大塩字表127 外 計5筆で4,767㎡。借賃は、金納で31,000円。期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

その8、赤井字北沖370-1 外 計2筆で10,010㎡。借賃は、金納で112,000円。期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

その9、牛網字下江戸原57-1 外 計4筆で3,794㎡。借賃は、金納で18,970円。期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その3からその9は再設定となりますので、直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3からその9を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3からその9を承認することに決定いたします。

次に、所有権移転を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

また、11番 齋藤宏樹委員に係る案件ですので、規定により退席願います。

（11番 齋藤宏樹委員 退場）

○事務局長： その1、赤井字上一番79 外 計5筆で4,264㎡。贈与による所有権移転です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員14番 今野嘉彦委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月21日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、贈与。受け手理由、受贈。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約0.5km。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

11番 齋藤宏樹委員は入場願います。

（11番 齋藤宏樹委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 11番 齋藤宏樹委員に申し上げます。

本計画その1は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、浜市字東上沼130、2,000㎡。対価は、600,000円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員8番 安倍民夫委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月18日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約2kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。

次に、その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、西福田字高萩4 外 計9筆で4,472㎡。対価は、447,200円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員8番 安倍民夫委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年3月20日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、離農。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.5kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を承認することに決定します。

次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。

その1からその25を事務局から説明願います。

○事務局長： 公告日は令和7年3月28日となります。

転貸人は、全て、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

期間については、その1からその4、その6からその12、その15からその22、その24は、令和7年4月1日から令和17年3月31日の10年間となります。その5、その13、その14、その23、その25は、令和7年5月1日から令和17年4月30日の10年間となります。

その1、矢本字太子前352—1 外 計7筆で7,080㎡。借賃は、金納で70,700円。

その2、小松字明神下135 外 計24筆で22,307㎡。借賃は、物納で1,343kg。

その3、小松字梅堀312 外 計11筆で16,568㎡。借賃は、物納で1,010kg。

その4、小松字里前270—1 外 計15筆で13,907㎡。借賃は、金納で180,100円。

その5、小松字里前263—1 外 計2筆で1,521㎡。借賃は、物納で90kg。

その6、赤井字照井中2—5 外 計8筆6,538㎡。借賃は、金納で65,100円。

その7、赤井字上一番94 外 計4筆で3,320㎡。借賃は、金納で33,100円。

その8、赤井字上三番 外 計5筆で3,680㎡。借賃は、物納で226kg。

その9、赤井字横関1-2、2、975㎡。借賃は、物納で180kg。
その10、赤井字南四233-1 外 計2筆で970㎡。借賃は、金納で11,500円。
その11、赤井字上三番42 外 計5筆で5,164㎡。借賃は、物納で309kg。
その12、赤井字新南1 外 計2筆で2,939㎡。借賃は、金納で32,300円。
その13、赤井字東379-3 外 計2筆で2,466㎡。借賃は、物納で150kg。
その14、赤井字川前四403-3 外 計2筆で6,494㎡。借賃は、金納で71,400円。
その15、大塩字岩崎103 外 計22筆で31,239㎡。借賃は、金納で296,000円。
その16、小野字新町尻106 外 計4筆で6,048㎡。借賃は、物納で180kg。
その17、高松字西風12-1 外 計6筆で10,679㎡。借賃は、物納で314kg。
その18、西福田字上鳴瀬56 外 計3筆で23,308㎡。借賃は、物納で1,397kg。
その19、西福田字新白山19-1、1、237㎡。借賃は、物納で40kg。
その20、西福田字鱗25-1 外 計12筆で18,222㎡。借賃は、物納で1,098kg。
その21、西福田字鱗41-11 外 計5筆で2,862㎡。借賃は、物納で85kg。
その22、西福田字大高森58 外 計8筆で5,780㎡。借賃は、物納で150kg。
その23、牛網字新中江戸原128 外 計4筆で6,044㎡。借賃は、物納で180kg。
その24、赤井字北田358-3、4、980㎡。借賃は、金納で59,800円。
その25、赤井字北沖299-1 外 計9筆で14,628㎡。借賃は、金納で213,800円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその25を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその25を承認することに決定します。

次に、日程第9 議案第4号 東松島市地域計画の作成に係る意見について、を上程いたします。

このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、令和7年3月14日付け東松農水第2443号において東松島市長から農業委員会に対し意見を求められております。説明員として農林水産課職員の出席を求めます。出席職員は、職名及び氏名を述べて、説明願います。

○農林水産課職員：（資料に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたが、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第4号 東松島市地域計画の作成に係る意見について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、議案第4号 東松島市地域計画の作成に係る意見について、を原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第11 議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長：資料については、29ページからとなります。

農業委員会は、農業委員会による最適化活動の推進等について、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価することとなっており、その結果に基づいて国から交付金の交付がなされることから、令和7年度の最適化活動の目標を設定するものです。

本総会で決定いただいた後、宮城県農業会議に意見を求めまして回答をいただいた後に、宮城県を通じて農林水産省へ提出をすることになっております。

まず、農業委員会の状況については、令和7年4月1日現在の状況を表記したものととなりますので、細かい説明は省略します。ただ、耕地面積については、毎年度、国や県の方から推計をした田畑の耕地面積の数値が通知されております。昨年度は2,750haでしたが、今年度は2,730haとなっております。今後の農業委員会として来年度以降の集積状況を把握する際には、この2,730haを分母として用いる数値となります。

最適化活動の成果目標として（1）農地の集積については、主な担い手（認定農業者等へ利用権設定や農作業受委託等）で集積した面積が2,347ha、集積率は86.0%となります。昨年度末は85.1%でしたので、0.9%程度上昇しております。

目標として、最適化活動目標が設定された当初から令和13年度までに、集積率90%を掲げております。目標達成のため、今年度の新規集積面積を14haとし、今年度末の集積面積を2,361ha、集積率86.5%を目標としております。

遊休農地の解消については、農地の利用状況調査を基に1号遊休農地面積のうち緑区分は9ha、黄区分は10ha、合計19haとなります。

目標としては、令和3年度調査時の緑区分の農地が15haありました。こちらは毎年1/5ずつ解消するということで、3haとなっております。また、黄区分の農地は令和3年度調査時にはなかったため0haとなります。また、令和6年度に新規発生した緑区分農地の解消目標面積は1.7ha、昨年度増えている1.7haは、黄色区分よりもさらに荒れている原野化した農地から管理されて緑区分に代わっている面積も昨年は多くなっておりますので、さらに再生利用までこぎつけられればと思っております。

新規参入の促進については、令和6年度は新規参入者が1経営体、0.3haありました。間に合えば、今年度中にあと1経営体新規参入者として加わるかもしれませんが、令和7年度に新規参入となるかもしれない状況です。目標として、権利移動面積は、総会等で許可された権利移動面積を過去3年間の平均をとり、その1割程度の16.1haを農地所有者の理解を得ながら、新規参入者に対して情報提供をしていきたいと設定しています。

最適化活動の活動目標として、昨年度と同様に委員一人当たりの活動日数を10日/月と設定しております。活動強化月間としましては、11から12月末にかけて、利用状況調査結果をもとに、遊休農

地解消に向けた声かけ等を実施していき、1月から3月にかけて農地集積に向けた声かけを行っていき
たいと考えております。よって、強化月間の設定回数は計5回となります。

新規参入相談会については、県で主催のオンライン相談会に参加をすれば目標達成となりますが、土
日の開催ということで、今までも参加に至らない現状です。来年度につきましても、市の他部局の移住
定住相談の活動と併せた相談会を合同で開催していきたいと考えております。

説明は、以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第5号 令和7年度最適化活動の目
標の設定等（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）に
ついて、を原案のとおり承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第10回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後3時03分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年3月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 2番 川島 宏光

署名委員 4番 秋本 まゆみ

